

尾張旭市監査公表第46号

令和8年3月30日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年8月7日付け8健ス第116号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年9月1日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 芦 原 美佳子

市長公室健康都市・スポーツ課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第7条により、歳入徴収者は、歳入の調定又は変更等をしたときは、直ちに調定決議書又は調定変更書を会計管理者に送付することにより会計管理者に通知しなければならない。 しかしながら、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）については令和7年4月1日に調定を、また、郵便料戻し金（その他雑入）については令和8年1月5日に調定変更を行ったが、いずれも会計管理者に通知していなかった。 収入の事務手続を適切に実施されたい。	事務処理の漏れを防止するため、起案と通知を一体の工程として遅滞なく行うようにし、毎月末に、会計管理者に送付せず綴っているものがないかの確認を行うことについて課内で周知し、適切な事務処理を徹底していく。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第3項により、同条第2項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。 しかしながら、同課は、体育施設指定管理者光熱水費受入金について、納入通知書に納期限を記入しないまま通知していた。	納入通知書の発行時に、所属年度、金額、納期限等の必須記載事項が網羅されているかについて、作成者以外の複数人による確認を徹底することとした。

収入の事務手続を適切に実施されたい。	
市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として指定するもの（以下「指定公金事務取扱者」という。）に公金事務を委託することができ、委託したときは、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。 同課は、尾張旭市立小中学校体育施設開放使用料の収納事務の指定公金事務取扱者への委託（委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）について、令和7年4月1日付けで起案・決裁し、同日以降、委託していたにもかかわらず、同月11日に同条の告示をしていた。 事務処理を適切に実施されたい。	委託契約の起案時に、「告示手続」についての内容を組み込み、委託開始日までに告示が完了するよう事務フローを改善した。今後は、契約締結と告示が連動するよう確認体制を強化し、迅速かつ適切に事務処理を行う。
令和7年度中学校体育施設夜間開放管理業務委託の契約について、契約締結伺いでは令和7年度中学校体育施設夜間開放管理業務要領を添付していたにもかかわらず、実際の契約では添付していなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	契約書作成時及び調製時の最終確認において、伺い書に添付した書類一式と相違がないか、特に仕様書や要領等については、綴り込み漏れがないよう確認体制を強化し、適切な事務処理を徹底していく。
歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（会計規則第4条及び第5条）。 同課は、中学校体育施設開放使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者	法令等で事後調定が認められるもの以外は、必ず納入通知前に調定決議を経るよう事務手順を改めた。 また、郵便料戻し金（その他雑入）については、これまで会計課において事後調定科目としての運用が定められていたが、当該取扱いについて見直しが行われたため、今後は見直し後の運用に従い、事前に調定を決議した上で納入義務者に納入を通知するよう事務処理を徹底して

に納入を通知し、徴収し続けてきた。 また、郵便料戻し金（その他雑入）についても、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、事後に調定するものとして取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収していた。 適時適切に調定を決議されたい。	いく。
会計規則第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。 しかしながら、同課は、郵便料戻し金（その他雑入）について、納入義務者に対して簡易な方法により納入の通知をしたにもかかわらず、納付書兼領収書ではなく、別の様式（納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式））を交付していた。 収入の事務手続を適切に実施されたい。	会計規則第13条第1項及び第2号様式の適用範囲を再確認し、誤った様式を使用しないよう、事務マニュアルに使用すべき様式見本を明示した。会計規則第10条による通知を行う際は、必ず規定の「納付書兼領収書」を交付するよう、担当者への指導を徹底した。
同課は、令和7年度尾張旭市民スポーツイベント運営事業業務委託において、業務委託仕様書に委託料の対象外経費として「食糧費（飲み物代を含む）」については、委託料の経費に含まれない。」と記載しているにもかかわらず、設計書の愛知県市町村対抗駅伝大会の内訳書には食糧費を含めて積算していた。 契約事務を適切に実施されたい。	設計書の積算内訳と仕様書の内容を、作成時及び検算時に直接照合する手順を改めて課内で徹底した。 今後は、積算対象外経費の有無について複数人による確認強化を行い、適切な事務処理を徹底していく。
尾張旭市スポーツ協会活動費補助金交付要綱（平成30年尾張旭市要綱等。以下「要綱」という。）によれば、尾張旭市スポーツ協会活動費補助金は、市民のスポーツ振興に資することを目的として、尾張旭市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対して、育成事業（加盟競技団体が行うスポーツ育成事業のためにスポーツ協会が助成する事業	補助金交付事務の適正化を図るため、2点について以下の改善を行った。 1つ目は、実績報告時に、要綱に基づく大会資料等の提出を必須とし、助成先（スポーツ協会）による加盟競技団体への確認状況も審査する。 2つ目は、申請時の収支予算書において、多額の繰越金や収支不均衡がある場合はスポーツ協会に理由書の提出を求め

）、大会事業（広域スポーツ大会及び加盟競技団体が行う市長杯大会等実施のためにスポーツ協会が助成する事業）、表彰事業（尾張旭市スポーツ協会表彰規程に基づき実施する事業）及びスポーツ協会運営事業（スポーツ協会を管理・運営する事業）を対象事業として補助金を交付するものである。

今回の監査で、同補助金の交付事務について確認したところ、以下の事案を検出した。

第一に、スポーツ協会は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書に、事業報告書、収支決算書、大会資料、記録写真その他の補助事業の実施内容が確認できる資料（以下「大会資料等」という。）、領収証の写しその他の収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料（以下「領収書等」という。）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、当該補助事業等の成果を市長に報告しなければならない（要綱第9条）。また、市長は、補助事業等実績報告書を受理した場合において、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとなっている（要綱第10条第1項）。そこで、令和6年度の同補助金（交付決定額2,340,000円、前金払）に係る、スポーツ協会の実績報告及び市による補助金の額の確定の状況を確認したところ、スポーツ協会は、大会資料等を提出していなかった。また、領収書等は提出していたものの、育成事業と大会事業は、その事業内容（加盟競技団体が行った事業に対しスポーツ協会が助成すること）及びその補助金の額（要綱に規定する定額（加盟競技団体の対象事業に要する経費が補助金の額を下回った場合はその額））からして、スポーツ協会は、加盟競技団体がスポーツ協会の助成金に係

るなど、適正かつ経済的な補助金額であるか十分確認の上、交付決定する。

る出納事務等を適切に行っているか及び加盟競技団体の対象事業に要する経費が補助金の額以上であるかを確認した上で、市長に補助事業等実績報告書を提出すべきものと考えられるが、同課によれば、スポーツ協会は、そのような確認は実施していなかった。このような状況にもかかわらず、同課は、実績報告の内容を適当と認め、交付決定額と同額で補助金の額を確定していた。 第二に、令和7年度の同補助金の交付事務を確認したところ、補助金等交付申請書に添付の収支予算書に記載の金額が、収入計4,275,528円（うち前年度繰越金1,935,528円）、支出計3,255,284円で収支が均衡していないものを受け付け、予算額と同額の2,340,000円の交付を決定していた。この点、このように団体の収支予算書の収支が均衡しておらず収入が支出を上回り、また、多額の前年度繰越金がある場合には、別途その必要性が明らかにされていない限り、事務事業の執行等及び予算の執行がより少ない経費で実施できないかという経済性の観点から、予算額と同額を交付決定するべきではなかったものと捉えられるリスクがある。 これらのことから、同課の同補助金交付や額の確定に係る審査は形骸化しているものと考えられ、同課においてはこれを実質化、適正化させるための検討及び具体的な措置が必要である。	
尾張旭市文書取扱規程（平成5年尾張旭市訓令第7号）第19条の規定により、施行を要する文書には、総務課において尾張旭市公印規程（昭和47年尾張旭市規程第4号）の定めるところにより、公印を押印しなければならないが、総務課長において文書の性質その他の事由から公印の押印を不要と認めたものは、これを省略できるとされている。	公印省略が可能な「簡易な往復文」の範囲を課内で確認するとともに、決裁ルートにおいて押印の要否を確認するよう周知徹底を図った。

この点、令和２年３月９日付け行政経営課長（当時）通知で、公印の押印を省略することができる範囲として、簡易な往復文については、照会、回答、通知、送付文書等のうち、法律効果を伴わない文書とされている。 しかしながら、同課は尾張旭市立小中学校体育施設開放使用料収納事務等業務に係る指定公金事務取扱者指定通知書（指定公金事務取扱者として指定するため、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の２の１２第３項の規定により通知するもの）について、公印の押印を省略していた。 事務処理を適切に実施されたい。	
令和７年度尾張旭市スポーツ活動推進事業業務委託の設計において、少年スポーツ育成事業に係る事務費は、仕様書別記で１団体当たり５，０００円を上限と示しているにもかかわらず、５団体×８，０００円で積算していた。このことにより、設計金額を２，２００，０００円（正しくは、２，１８５，０００円）としてしまい、１５，０００円の過大設計となっていた。 設計事務を適切に実施されたい。	過大設計となった事実を共有するとともに、設計書作成時の数値入力誤りを防ぐため、設計者以外の検算者及び上司が積算根拠の確認を行い、適切な事務処理を実施していく。